

議案第 1 号

東村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

東村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年東村山市条例第 22 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得た。

説明 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成 11 年東京都条例第 107 号）の定めるところにより東村山市が処理することとされた心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和 49 年東京都条例第 20 号）による医療費の助成に関する事務において、東京都が個人番号（マイナンバー）の利用等を導入することを決定したことから、所要の改正を行うため、本案を提出するものである。

東村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

東村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年東村山市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1の12の項を同表の13の項とし、同表の11の項の次に次のように加える。

12 市長	市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第107号）の定めるところにより東村山市が処理することとされた心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
-------	---

別表第2の1の項中「自立支援給付の支給に関する情報」の次に「(以下「障害者自立支援給付情報」という。)」を、「による支援給付の支給に関する情報」の次に「(以下「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。)」を加え、同表の15の項を同表の16の項とし、同表の12の項から14の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の11の項の次に次のように加える。

12 市長	市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の定めるところにより東村山市が処理することとされた心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 障害者自立支援給付情報であって規則で定めるもの (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障
-------	--	---

<p>する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>害児入所支援に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 生活保護法による保護の実施、就労自立給付金の支給若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条の政令で定める給付又は事業に関する情報であって規則で定めるもの</p>
-------------------------	---

別表第3の1の項中「生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「」及び「」という。）」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

東村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

## 新 旧 対 照 表

凡例 \_\_\_\_\_改正箇所

新 条 例

別表第1（第3条）

機関	事務
(略)	
12 市長	市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第107号）の定めるところにより東村山市が処理することとされた心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
13 (略)	(略)

別表第2（第3条）

機関	事務	特定個人情報
1 (略)	(略)	(1)～(3) (略) (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付情報」という。）であって規則で定めるもの (5)～(8) (略) (9) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残

旧 条 例

別表第1（第3条）

機関	事務
(略)	
12 (略)	(略)

別表第2（第3条）

機関	事務	特定個人情報
1 (略)	(略)	(1)～(3) (略) (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの (5)～(8) (略) (9) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残

新 条 例		
		留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
(略)		
12 市長	市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の定めるところにより東村山市が処理することとされた心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(2) 障害者自立支援給付情報であって規則で定めるもの</li> <li>(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児入所支援に関する情報又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの</li> <li>(4) 生活保護法による保護の実施、就労自立給付金の支給若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)又は中国残留邦人等支援給付</li> </ul>

旧 条 例		
		留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
(略)		

新 条 例

		<u>関係情報であって規則で定めるもの</u> (5) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> <u>第7条の政令で定める給付又は事業に関する情報であって規則で定めるもの</u>
<u>13</u> (略)	(略)	(略)
<u>14</u> (略)	(略)	
~ <u>16</u> (略)		

別表第3 (第4条)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 (略)	(略)	(略)	(1) (略) (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの  (3) (略)
(略)			

旧 条 例

<u>12</u> (略)	(略)	(略)
<u>13</u> (略)	(略)	
~ <u>15</u> (略)		

別表第3 (第4条)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 (略)	(略)	(略)	(1) (略) (2) <u>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)</u> であって規則で定めるもの (3) (略)
(略)			